

各位

全4ページ
登録速報(2026-055)
2026年4月8日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。
適用拡大登録年月日：2026年4月8日
イソチアニルの再評価が終了になりました。

記

1. 農薬の登録種類、登録番号及び名称

種類：クロチアニジン・クロラントラニリプロール・イソチアニル粒剤
登録番号 第22708号
名称：ツインターボフェルテラ箱粒剤

2. 農薬の物理的・化学的性状

類白色細粒

3. 農薬の有効成分の種類及び含有濃度

(E)-1-(2-クロロ-1,3-チアゾール-5-イルメチル)-3-メチル-2-ニトログアニジン…………… 1.5%
3-ブロモ-N-[4-クロロ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-
1H-ピラゾール-5-カルボキサミド…………… 0.75%
3,4-ジクロロ-2'-シアノ-1,2-チアゾール-5-カルボキサミド…………… 2.0%

4. 農薬のその他の成分の種類及び含有濃度 (15に掲げる事項を除く。)

界面活性剤、鋳物質微粉等…………… 95.75%

5. 農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	
稲 (箱育苗)	いもち病 穂枯れ (ごま葉枯病菌) 白葉枯病 イミズゾウムシ イトヨイトムシ ウカ類 ツマゲロコバイ ニカメイチュウ フタヒコヤガ イトムシ コブノメイガ 内穎褐変病	育苗箱 (30×60×3cm、 使用土壌約5L) 1箱当り50g	は種時 (覆土前) ～ 移植当日	1回	育苗箱の上から 均一に散布す る。	
	苗腐敗症 (もみ枯細菌病菌)	育苗箱 (30×60×3cm、 使用土壌約5L) 1箱当り50g				
		高密度には種する場 合は1kg/10a(育苗箱 (30×60×3cm、使用土 壌約5L)1箱当り50～ 100g)	は種時 (覆土前)			
	穂枯れ (ごま葉枯病菌)	育苗箱 (30×60×3cm、 使用土壌約5L) 1箱当り50g	は種前			育苗箱の床土に 均一に混和す る。
	いもち病 白葉枯病 内穎褐変病					育苗箱の床土又 は覆土に均一に 混和する。
	穂枯れ (ごま葉枯病菌)	高密度には種する場 合は1kg/10a(育苗箱 (30×60×3cm、使用土 壌約5L)1箱当り50～ 100g)				育苗箱の床土に 均一に混和す る。
	いもち病 白葉枯病 内穎褐変病					育苗箱の床土又 は覆土に均一に 混和する。

クワアジンを 含む農薬の総使用回数	クラントリリア®ロールを 含む農薬の総使用回数	イソシアニルを 含む農薬の総使用回数
4回以内 (移植時までの処理は1回以 内、本田での散布、空中散布、 無人ヘリ散布は合計3回以内)	1回	3回以内 (移植時までの処理は1回以 内、 本田では2回以内)

使用期限：5年

6. 農薬の使用上の注意事項（8に掲げる事項を除く。）

（1）使用量に合わせ秤量し、使いきること。

- （2）本剤を育苗箱の上から均一に散布する場合、散布後、葉に付着した薬剤を払い落とし、軽く散水して田植機にかけて移植すること。
- （3）育苗箱（30×60×3cm、使用土壌約5L）1箱当りに乾籾として200から300g程度を高密度には種する場合は、10a当りの育苗箱数に応じて、本剤の使用量が1kg/10aまでとなるよう、育苗箱1箱当りの薬量を50から100gまでの範囲で調整すること。
- （4）本剤を床土または覆土に混和処理する場合、処理後速やかに使用すること。また本剤を処理した床土、覆土を放置しないこと。
- （5）軟弱徒長苗、むれ苗、移植適期を過ぎた苗等には薬害を生じるおそれがあるので注意すること。
- （6）本田の整地が不均整な場合は薬害を生じやすいので、代かきはていねいに行い、移植後田面が露出しないように注意すること。
- （7）いぐさ栽培予定水田では使用しないこと。また、本剤を処理した稲苗を移植した水田ではいぐさを栽培しないこと。
- （8）きく等の他作物に影響を及ぼす場合があるので、薬剤が育苗箱からこぼれ落ちないように散布すること。
また、土壌全面に不透水性無孔シートを敷くなど、薬剤処理後の灌水による土壌への浸透をさけること。
- （9）本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法等を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

7. 人畜に有毒な農薬については、その旨、使用に際して講ずべき被害防止方法及び解毒方法

（1）人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

ア 農薬使用者に係る注意事項

① 毒性情報

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれがある

（2）使用に際して講ずべき被害防止方法

該当なし

8. 生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨
- (1) 水産動植物(甲殻類)に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に流入しないよう水管理に注意すること。
 - (2) 散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。
9. 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨通常の使用方法ではその該当がない。
10. 農薬の貯蔵上の注意事項
- 直射日光をさけ、なるべく低温で乾燥した場所に密封して保管すること。

以上